

J R 東海労申第 26 号  
2019 年 1 月 31 日

東海旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 金子 慎 殿

J R 東海労働組合  
中央執行委員長 木下 和樹

「天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律」に関する休日の取り扱いについての申し入れ

平成 30 年 12 月 14 日、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日が休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号）が公布され、即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日（祝日の扱い）となった。従って、この件について下記のとおり申し入れるので、団体交渉を開催すること。

#### 記

1. 平成 31 年 5 月 1 日（天皇の即位の日）及び平成 31 年 10 月 22 日（即位礼正殿の儀が行われる日）が休日となり、これらの休日は国民の祝日扱いとなるため、平成 31 年度に限り年間休日を 122 日とすること。
2. 前項の 2 日間については、基本協約第 34 条（3）及び第 166 条に準じて、祝日手当を支給すること

以 上